

第1条 飼料等検査実施要領の制定について(昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林省畜産局長通知)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>別記</p> <p style="text-align: center;">飼料等の収去等の方法</p> <p>I (略)</p> <p>II 試料の保管方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 保管用試料を保管用封筒に入れた後、検査場所等所要事項を記入するとともに、検査職員及び立会人が記名及び封印を行う。 ただし、Iの1の(4)のイのただし書により保管試料を調製する場合であって、被検査者又はその役職員その他の関係者が保管用封筒の封印に立ち会えない場合にあつては、検査職員が封印することについて被検査者等の同意を得た上で、検査職員が記名及び封印を行う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>別記</p> <p style="text-align: center;">飼料等の収去等の方法</p> <p>I (略)</p> <p>II 試料の保管方法</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 保管用試料を保管用封筒に入れた後、検査場所等所要事項を記入するとともに、検査職員及び立会人が記名押印及び割印を行う。 ただし、Iの1の(4)のイのただし書により保管試料を調製する場合であって、被検査者又はその役職員その他の関係者が保管用封筒の割印に立ち会えない場合にあつては、検査職員が割印することについて被検査者等の同意を得た上で、検査職員が記名押印及び割印を行う。</p> <p>4 (略)</p>

第2条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について(昭和56年7月27日付け56畜B第1594号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知)の一部を次のように改正する。

別紙様式中「印」を削る。

第3条 獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について(平成4年9月1日付け4畜A第2259号農林水産省畜産局長通知)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「平成」及び「印」を削る。

別記様式第2号中「平成」及び「印」を削る。

別記様式第6号中「印」を削る。

第4条 臨床研修診療施設の指定について(平成4年9月21日付け4畜A第2264号農林水産省畜産局長通知)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの様式中「印」を削る。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「印」及び「平成」を削る。

第5条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助言について(平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

改正後	改正前
<p>第6</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要指示医薬品</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要指示医薬品の使用の適正を確保するため、貴管下獣医師に対し次の事項について指導をお願いする。</p> <p>ア 獣医師が処方箋を交付し、又は指示する場合は、当該処方箋又は指示書（獣医師の指示のあったこと及びその内容を明らかにした文書をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を記載し、記名をするものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第6</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要指示医薬品</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要指示医薬品の使用の適正を確保するため、貴管下獣医師に対し次の事項について指導をお願いする。</p> <p>ア 獣医師が処方箋を交付し、又は指示する場合は、当該処方箋又は指示書（獣医師の指示のあったこと及びその内容を明らかにした文書をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名をするものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第6条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（1）から（3）までの規定中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（4）中「印」を削る。

別記様式第2号中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第3号中「氏名（法人にあっては、名）
称及び代表者の氏名）印」を「氏名（法人にあっては、名）
称及び代表者の氏名）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「記載し、押印する」

を「記載する」に改める。

別記様式第4号中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第5号中「印」を削る。

別記様式第6号から別記様式第11号までの様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙2の3の（2）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙6の別紙様式5中「印」を削る。

別紙10の別添1及び別添2並びに別紙13の別記様式第10号の別添中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第7条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づく立入検査等関係事務について（平成13年3月30日付け12生畜第1824号農林水産省生産局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの様式中「印」及び「平成」を削る。

別記様式第4号及び別記様式第6号中「印」を削る。

別記様式第7号中「印」及び「平成」を削る。
別記様式第8号中「平成」及び「印」を削る。
別記様式第9号中「印」及び「平成」を削る。

第8条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの様式中「印」を削る。
別記様式第5号及び別記様式第6号中「印」を削る。
別記様式第7号中「印」を削る。
別記様式第8号中「印」を削る。
別記様式第10号及び別記様式第11号中「印」を削る。
別記様式第12号中「印」を削る。
別記様式第13号から別記様式第17号までの様式中「印」を削る。

第9条 ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）の一部を次のように改正する。

別紙1の別添2の（2）ウ及び別添5の（6）中「、押印の上」を削る。
別紙1の別記様式第1-1号中「印（※注1）」を削り、「（※注2）」を「（※注）」に改め、※注1を削り、※注2を※注とする。
別紙1の別記様式第1-2号中「印（※注）」を削り、※注を削る。
別紙1の別記様式第2-2号中「印」を削る。
別紙1の別記様式第3-1号中「印（※注1）」を削り、「（※注2）」を「（※注）」に改め、※注1を削り、※注2を※注とする。
別紙1の別記様式第3-2号中「印」を削る。
別紙1の別記様式第4号中「印（※注1）」を削り、「（※注2）」を「（※注）」に改め、※注1を削り、※注2を※注とする。
別紙1の別記様式第5号中「印」を削る。
別紙1の別記様式第6号中「印（※注1）」を削り、「（※注2）」を「（※注）」に改め、※注1を削り、※注2を※注とする。
別紙1の別記様式第7号、別紙1の別記様式第8号、別紙1の別記様式第10号及び別紙1の別記様式第12号中「印」を削る。

第10条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別添13の1の（3）中「、押印の上」を削る。
別記様式第1-1号及び別記様式第1-2号中「印（注1）」及び「（注1）氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。」を削り、「（注2）」を「（注1）」に、「（注3）」を「（注2）」に改める。
別記様式第2-2号中「印」を削る。
別記様式第3-1号中「印（注1）」及び「（注1）氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。」を削り、「（注2）」を「（注1）」に、「（注3）」を「（注2）」に改める。
別記様式第3-2号中「印」を削る。
別記様式第4号中「印（注1）」及び「（注1）氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。」を削り、「（注2）」を「（注1）」に、「（注3）」を

「(注2)」に改める。

別記様式第5号中「印」を削る。

別記様式第6号中「印(注1)」及び「(注1)氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。」を削り、「(注2)」を「(注)」に改める。

別記様式第7号から別記様式第12号までの様式中「印」を削る。

第11条 食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について(平成21年3月18日付け20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第2号から別記様式第4号までの様式中「印」及び「平成」を削る。

第12条 国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関する指針について(平成22年2月2日付け21消安第11433号農林水産省消費・安全局長通知)の一部を次のように改正する。

様式中「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)印」を「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「なお、印を署名に代えることができる。」を削る。

第13条 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の施行等について(平成27年8月14日付け27消安第2642号農林水産省消費・安全局長通知)の一部を次のように改正する。

別紙様式1及び別紙様式2中「」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。